

2019 年 2 月議会 一般質問

2019 年 2 月 22 日
日本共産党熊本市議団 那須円

日本共産党熊本市議団の那須円です。大先輩であります家入議員のご逝去の報に接し、心よりお悔やみ申しあげます。「那須君がんばってるか？」と会派の違いを超え、多くの励ましや言葉をかけていただいたことを思い起こします。家入議員のご冥福を心からお祈りいたします。

心の整理がなかなかつきませんが、4 年の任期、最後の一般質問を共産党市議団を代表し、市民の方々のおかれている実態を示しながら、今熊本市に求められているもの、果たすべき責任とは何か、課題別にお尋ねしてまいりたいと思います。市長はじめ、執行部の方々におかれましては、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

現在国会では、勤労統計の改ざんともいえる問題が明らかになり、様々な議論が行われています。2014 年の消費税増税以降、経済の 6 割を占めている実質家計消費が、約 3 兆円も落ち込んでいることも明らかになりました。

本日は、多岐にわたり市民サービスの充実を求めた質問を準備していますが、経済の好循環を生むためにも、現在または将来への不安を取り除くこと、さらには社会保障など負担の軽減を図り、自由に使える可処分所得を増やしていくことなどが重要だと考えます。また、市長が目指す「誰もが憧れる上質な生活都市熊本」については、当初予算においても様々な事業が提案されています。上質な生活都市というものの土台には、市民生活の豊かさ、安心感、これは内面的な豊かさはもちろんですが、貧困を解決し、日々の生活が経済的に安定し暮らすことができるということが大前提にあると思います。こうした観点で、質問を行います。

まず、国民健康保険についてお尋ねいたします。私たちはこれまでも、高すぎる国民健康保険料の引き下げを求めてまいりましたが、大西市長一期目の 4 年間で 2 度の国民健康保険料の引き上げが行われ、政令市 20 市の中で、モデル世帯（40 代夫婦、子ども二

人)では、所得200万円の国保料が所得の2割を超え、40万5015円と最も負担の重い水準となってしまいました。最も低い神戸市、同じモデル世帯ですが26万7270円の1.5倍となっており、政令市20市のなかで年間国保料が40万円を超えている都市は熊本市のみとなっています。

国保加入者の滞納率は、全国平均は約15.2%と政令市平均19.0%ですが、熊本市の国保料の滞納の実態は、加入世帯10万1382世帯中、滞納世帯は3万1638世帯と31.2%、加入世帯の3割が国保料を払えないという状況です。

2度の値上げ、政令市1負担の重い国保料がどれほど市民生活を苦しめているのか。寄せられた声を紹介します。「高い保険料の支払いで、食費光熱費の縮減に努めているが、限界にきている。年金は減る一方で、少しでも負担を減らしてほしい」60代女性の声です。「払いたくても払えない。年金が入っている通帳の預金を差し押さえられ、生きていく希望を失った」70代の方の声です。また、自営業をされている50代の男性の方からは「病院に行くための医療費を国保に充てざるを得ず、保険証が来ても今度は医療費が払えずに病院に行けない」こうした声が寄せられています。誰もが憧れるどころの状況になっておりません。

私たちの市民アンケートでも、最も市に取り組んでほしい項目の1位が、国民健康保険料の引き下げであり、こうした切実な声が寄せられています。

まず、市長にお尋ねいたしますが、熊本市の滞納世帯が31.2%と全国平均の2倍となっている原因をどのように認識していますか？

(答弁)

医療費が高いこと、収納率が低く、保険料が高くなっていることが要因の一つとの答弁でした。加入者の所得が低く、保険料が政令市で最も高い、払えない方が増えるのは当然だと思います。市民生活に重くのしかかる国保料をどう軽減していくのか？国保加入世帯の置かれている深刻な状況を受け止めてほしいと思います。

他の医療保険と比べ、国民健康保険料がいかに高い水準となっているかは、何度もこの議場で紹介してきたので、皆さんご存知だと思います。先ほど紹介した40代夫婦、子ども二人、所得200万円、この条件で、他の医療保険の保険料はどうなっているのか、国保と同様に介護保険の負担分も合わせて計算をしていただきましたが、会社勤めの方々が入る協会けんぽで年18万2520円、市役所で働く職員の共済であれば年18万2266万円、同じ国の住民であるのに、個人の負担については、国保は40万円、他の医療保険の2倍以上の負担となっています。この格差、不平等の解消に国、自治体は目を背けてはなりません。

全国知事会は2014年「国保料をせめて協会けんぽ並みに引き下げるために1兆円の公費負担増」を政府に要望しています。国保の構造的な矛盾は全国どの自治体も共通の課題であり、保険料の引き下げは知事会あげて声をあげている課題です。ただ、国の財政措置まちということではなく、国保引き下げに自治体自ら取り組みを進めている都市もあります。そこで、一般会計からの繰り入れの拡充、さらには国保料減免制度の拡充についてお尋ねいたします。

一般会計からの法定繰り入れ額赤字解消分は、幸山市長時代最大28億円、その後20億円台の水準でした。ところが、大西市長になり8億円、今年度は7億3000万円と激減しました。さらに来年度は6億6000万円とさらに削減されています。

法定外繰り入れ額の政令市比較を見ても、これは人口規模の差がでないように一人当たりの数字を調べましたが、最も多く繰り入れを行っている千葉市が23145円と熊本市の約4倍、相模原市は20702円と熊本市の3.6倍、政令市平均は9132円に対し、熊本市は5682円と指定都市平均の6割しか繰り入れを行っていないのが実態です

多くの政令市が、国保の財政赤字が保険料高騰へのしわ寄せとならないよう、言い換えれば市民生活を圧迫しないよう、一般会計からの繰り入れを行っています。大西市長に伺いますが、先の12月議会では、お城の特別見学通路7億5000万円の増額、熊本城ホールの保留床取得費7億1000万円の増額がなされました。こうした多額な支出を年度途中で次々に増加補正していくようなお金があるのならば、せめて政令市平均並み

の法定外繰り入れ額へと拡充を行い、保険料の引き下げに努めるべきではありませんか？

(答弁)

法定外一般会計繰入については、国の通知により、解消・削減すべきものと位置付けられているとのことで、増額するとの答弁はありませんでした。ただ、今答弁された昨年 1 月 29 日に厚労省から出された通知には、「被保険者の負担水準に激変が生じないような時間軸を置きつつ、実現可能な削減目標値と具体策を十分に検討しなさい」とされており、被保険者に過度な負担が生じないことが大前提となっています。そして、繰入額解消削減も平成 30 年度からの 6 年間の計画を立て、実現が困難と見込まれる場合は、県と協議し変更できる。とも記載されています。先ほど市長が言われた医療費適正化により、どれほどの医療費抑制効果が生まれ、保険料の重い水準が解消されていくのか、具体的な数値や目標もないまま、ただ繰り入れ額を減らしていき、指定都市で最も重い国保料をそのままの状況に据え置くということは許されません。

熊本学園大学の高林秀明先生が 2014 年 3 月に示した「国民健康保険の実態と課題－熊本市の国保改善運動から－」という論文があります。これは、701 世帯からの聞き取りをもとに得られた情報を分析して、本市国保の現状と課題を明らかにしたものです。

その中で、保険料の負担感の重さと受診抑制との関連について、保険料負担が大きいと感じている方ほど受診抑制の経験が多いという結果が示されています。「保険料が生活を圧迫している」と答えた方の「受診抑制の経験あり」が 47.5%、「保険料の支払いがとどこおっている」と答えた方の「受診抑制の経験あり」は 71.8%となっています。

また、さまざまな医療保険の中で、食費を切り詰めていると答えた割合が最も高かったのが国保で約 40%、また、国保の中でも年収 100 万円未満の方は、5 割の方が食費を切り詰めていると回答されています。高い国保料をそのままにすることは、受診抑制や生活環境の悪化でさらに健康悪化を招き、医療給付費の増と負の循環を生み出していくことになります。誰もが憧れる都市になるためにも、まずは市民が安心して暮らし、払える国保料へと引

き下げること強く要望します。また、収納率の向上との名目で、機械的な差し押さえを行うべきではないことも指摘をしておきたいと思います。年金の振り込まれる通帳の預金が差し押さえられた、運転資金としてなくてはならない預金が差し押さえられたなど、具体的な相談も寄せられています。2014年11月の国会質問で、機械的な差し押さえはしないという通知・通達を自治体出すべきではないかという質問に対し、当時の塩崎功労大臣は「ぬくもりを持った行政をやるべく徹底していく」と答弁しています。一昨日の衆議院予算委員会においても国保の運用について「命にかかわることは事実」と認め「適切に運用されるよう各市町村への周知を徹底していく」と答弁されています。丁寧な納付相談とともに、滞納世帯の置かれている実態をつかみ様々な福祉制度、支援制度につなげるなど、対応を図っていただくよう求めます。

次に減免制度についてお尋ねしますが、国保料が、協会けんぽなどの被用者保険と比べて、著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない「均等割」「平等割」という保険料算定があるからであります。

きょうかい健保や共済の保険料は、収入に保険料率をかけて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。ところが、国保料は、所得に料率をかける「所得割」のほかに、世帯員の数に応じてかかる「均等割」、各世帯に定額でかかる「平等割」を合算して算定されます。熊本市の場合は、39歳以下の人数が一人増えれば、44700円つまり子どもが一人生まれれば、44700円、二人では89400円、3人では13万4100円と保険料が増えていくことになります。この一人当たりの均等割りの指定都市比較では、医療費分では名古屋市について2番目に高い金額となっています。ただ名古屋市は、1世帯当たりの平等割りをとっていませんから、ダントツに熊本市が高い均等割り額となっています。収入のない赤ちゃんが一人増えると、国保料が跳ね上がる額が政令市で最も高い。つまり、収入が増えていないにもかかわらず保険料が増える仕組みが、払えない国保料、負担の重い国保料の一つの要因となっていることは間違いありません。“人間の頭数”に応じて課税する人頭税は、古代に作られた税制で、人類史上でもっとも原始的で過酷な税とされています。それが21世紀の公的医療制度に残っていることに大きな疑問を感

じます。この時代錯誤の仕組みこそ、低所得者や家族が多い世帯に重い国保料負担を課している最大の要因ではないでしょうか。

こうしたなか、仙台市では、均等割りについて、18歳未満の均等割額の3割を減免する独自の軽減策を講じています。熊本市においても、仙台市が行っている18歳未満均等割を減免することなど、均等割を引き下げのために独自の減免制度を創設すべきだと考えますがいかがでしょうか？大西市長にお尋ねいたします。

(答弁)

現行の減免制度の紹介をし、周知に努めるとの答弁でした。東京清瀬市は昨年度から第2子以降の子どもの国保料の均等割りを半額にする減免制度を始めました。また、岩手県宮古市は来年度、子どもの均等割りを免除する予算案を提案されています。政令市でも先ほど紹介した仙台市で実施されています。協会けんぽの2倍もの保険料をせめて協会けんぽ並みに、ぜひ、均等割りの減免の必要性を認識いただき、具体化してほしいと思います。

次に、がん検診の無料化についてお尋ねいたします。市長公約の55番には、がん検診を完全無料化し、受診率の向上を図る等予防医療を積極的に促進しますと掲げられています。熊本市のがん検診率は、全国平均と比較しても、肺がんで平均の約5割、胃がんで平均の3割、大腸がんで平易金の4割、乳がんで6割、子宮頸がんで6割と低い水準です。積極的に予防医療に取り組むとしながら、新年度予算については、なぜ70歳以上だけが対象となったのでしょうか？予防医療の推進を図るためにも、全世代に対して、がん検診の無料化を拡大するべきだと考えますがいかがでしょうか？

(答弁)

まずは、事業効果が高いと見込む70歳以上の方のがん検診無料化を行い、その効果

を検証したうえで、その実現を目指すとのことで、完全無料化については、まずは一步を踏み出したという内容でありました。今回のがん検診 70 歳以上無料化に必要な増額分は 1800 万円、さらに完全無料化に向けては、あと 5200 万円で実現ができます。この事業は、お金で換算できない人の命を守る施策です。ぜひ、早急な完全無料化を求めたいと思います。

次に、震災からの復興についてお尋ねいたします。

医療費の抑制などに取り組むとの先ほどの国保での答弁がありましたので、まずは、医療費減免の復活についてお尋ねいたします。

私は、昨年 第一回定例会の予算決算委員会に置いて、震災後 1 年半での医療費減免の打ち切りについて、受診抑制が発生し、重大な健康被害を与えることになるのではないかと市長に質しました。市長は、国保のレセプト件数の平均値を根拠に受診抑制はないとの答弁をしましたが、9 月の医療費減免が打ち切られる月のレセプト件数の総数が 24 万 7,980 件であったことに対し、減免が打ち切られた 10 月の件数が 22 万 5,969 件、2 万 2,011 件減っています。11 月では 2 万 3,153 件レセプト件数が減っていることを示し、減免制度の打ち切りの前後で、明らかなレセプト件数の落ち込み、受診抑制が発生していることを質しました。市長からは、「当然全体の総数や、それからどういった診療の状況であるかということを確認して、分析をしてまいりたいというふうに思っております。」との答弁がなされました。そこでお尋ねいたしますが、分析の結果、医療費の減免打ち切りによって受診抑制が起こったことへの認識、そして、被災者の健康状況がどの様になっているのか認識をまずお尋ねいたします。大西市長の答弁を求めます。

(答弁)

月平均一人当たりのレセプト件数は同水準との答弁ですが、この数値は分母が 16 万、17 万で割っていますので、受診の程度がどれほど変化したのか見えてきません。

全体的に見ると受診抑制に至っているとまでは言えないとの答弁ですが、冒頭の免除終了後の月平均受診回数は、免除期間より減少しているとの答弁と矛盾しています。

また、免除終了後の月平均の受診回数は地震前の月平均受診回数と同程度であった

とありましたが、市政策局が昨年 10 月に行った熊本地震にかかるアンケート調査を見ると、医療減免対象者のなかで、震災前から持病があり悪化したと答えた方が 55.9%、震災前は特に病気はなかったが震災後体調が悪くなったと答えた方が、62.3%となっています。また、答弁であった高度の心理的ストレスを抱えた方が震災前の水準から 2 倍という結果が示されました。

地震を契機に体調が悪化した方が 6 割に上っているのに、地震前から増えているはずの受診が、地震前と同等になっているということは、どのように説明されますか？

熊本県は、2018 年 3 月 31 日から同年 6 月 1 日までの間、熊本市をはじめ、応急仮設住宅およびみなし仮設住宅、公営住宅に入居している 18 歳以上の方 35419 人を対象に健康調査を行ない、同年 9 月 7 日に結果を公表しました。つまりは、2017 年 9 月末の医療費減免が打ち切られた後の健康調査となります。

全体の回答率は 35.3% 12518 名から回答を得ていますが、そのうち、応急仮設住宅とみなし仮設住宅に入居されている 9444 名について、つまりは半壊以上、医療費減免の対象となっている方ではありますが、健康調査の結果についても示されています。調査結果を見ると、強い心理的ストレスがある高度のリスクと判定された人は 8.2%で 1 年前の調査より 1.5 ポイント減ったものの、地震前の約 2 倍となお高いことが示されています。中程度と軽度の人を含めて回答者の 4 割が心の不調を抱えています。

また、同調査の中では、病気の有無や治療状況について調査結果が示されていますが、精神疾患のある患者のなかで 9.1%が治療を中断しています。また、肝疾患では 10.9%が治療を中断、歯科疾患では 20.1%の方が治療中断、呼吸器疾患では、9.6%が治療を中断、いずれも医療費減免制度が実施されていた時期に行われた 1 回目の調査を上回る中断率となっています。

そもそも第 1 回目の調査において、治療を中断した理由として、15%の方が経済的に負担が重いと答えていたわけですから、医療費減免の打ち切りが、受診抑制や治療中断に大きな影響を与えたことは間違いありません。治療中断の割合が増加している、これは被災者の健康を守る、命を守るという点において、非常に重大なことだと思います。被災者の実態

から目を背けず、医療費減免制度の復活をすべきではないですか？大西市長にお尋ねいたします。

(答弁)

熊本市が2割を負担することになる。国保料の引き上げ、一般会計からの繰り入れが必要になり、国保以外の方の負担もあるので医療費減免復活は困難との答弁であったかと思っています。では、なぜ国は8割の財源を支出することを可としたのか、そもそものところを考えていただきたいと思います。国の支出する8割の財源は、被災地以外の方々も納めた税金であったり、国保以外の方も納めた税金が原資となっています。つまりは、未曾有の震災があり、経済的な理由で健康悪化があってはならない、命や健康を守るために必要であるから、国は8割の補助を行っているのだと考えます。せめて、県と折半することなど交渉しながら、再開に向けて積極的に動いてほしいと思います。本市の医療費が高いと市長は先ほどから指摘していますが、震災前の平成27年は一人あたり30万5944円、震災のあった28年は32万4575円、翌年29年は33万6899円と近年急激に増加しています。

病院にかかりたいけれども、生活費や住宅再建を優先して受診を我慢する。そして、病気が悪化する。治療費が多くかかってしまう。こうしたことがないよう、医療費適正化を進めたいとの国保の質問での答弁との整合性のある対応、被災者への医療費減免の復活を強く求め、次の質問に移ります。

次に、住宅再建についてお尋ねいたします。最後の一人まで、震災前のの生活を取り戻すまで粘り強い支援が求められます。

現在、応急仮設住宅およびみなし仮設住宅に入居されている方は、4700世帯となっており、最大1万世帯ほどの方が仮設入居をされていた時期と比較すると4割程度となっ

ています。

3年目の延長については、自宅再建の工期が間に合わない、公共工事に日数を要し自宅再建ができない、民間賃貸希望の場合は、健康悪化等により1階もしくはエレベーター付きの物件を探しているが見つからない、高齢者、障がい者、ひとり親世帯については、現在の物件より安い物件を探しているが見つからない、保証人が見つからない、公営住宅については、災害公営住宅の工期が間に合わない、既存の公営住宅に入居したいが補修等の工期が間に合わないなど、8つの条件を満たすことで延長が認められてきました。本来、東日本大震災にはなかった条件が設定されたことで、延長を希望しながら、退去せざるを得なかった世帯が2018年4月から本年1月までで、235世帯に上っているのは重要な問題でありますし、そもそも8つの条件を満たせずに、延長申請をあきらめた等世帯がおおくあったと、聞き取り調査の中で私自身は実感をしているところです。

4年目以降の条件はどうなるのか？昨年、9月18日付で蒲島郁夫熊本県知事から安倍総理大臣に送付された「災害救助法による援助の特別基準について」という文書があります。その中の対応方針として次のように明記されています。「住まいの再建を予定しているが、建設業者の不足のため、自宅再建に時間を要すること、土地区画整理事業や地盤改良等の公共事業の遅れなどの関係から自宅着工ができないこと、また災害公営住宅が整備されていないことなどにより、供与期間内に仮設住宅を撤去できないなど、やむを得ない事情がある世帯について供与期間を延長する。」

文書の最後にやむを得ない事情があれば供与期間を延長するとされていますが、4年目延長の条件は、自宅再建で建築請負契約書を交わしたが工期の関係等から、仮設住宅の今日期間内に再建できない。自宅再建で公共事業（土地区画整理事業、地盤改良事業等）に日数を要し、仮設住宅の供与期間内に再建できない。と自宅再建の方に限定し、民間賃貸、既存の公営住宅を希望している方については、延長を認めないと、締め出しを強行するような条件が設定されています。

大西市長に伺いますが、なぜ、民間賃貸や既存の公営住宅を希望しているかたが延長条件から外れたのですか？

(答弁)

民間賃貸住宅の空き物件の状況等を判断されたと伺っているとの答弁でありました。

震災から３年目を迎えようとしている中で、それぞれが様々な事情を持ちながら、仮設からの恒久的な住宅の確保のために努力をされています。私は、一人ひとりの複雑な状況に寄り添い、仮設を退去したから終わりではなく、その退去後も震災前と同様の生活を送れるのか、配慮した対応が求められると思います。

私自身も、仮設住宅入居者への聞き取りを行ってまいりました。自宅の再建ではなく、民間賃貸を希望されている方からは、地震前と同水準の家賃の物件が見つからない、子どもの通学の関係で震災時と同じ校区内で物件を探しているが見つからない。ペット同居可物件が見つからない、低層階の物件が見つからない、住み慣れた地域での物件を探しているが見つからない。こうした理由が、２つも３つも絡み合って、仮設退去後の生活を心配されている方が多くいらっしゃいます。

２０１９年１月１８日、NHK において熊本の風「見えない被災者を追って２～みなし仮設迫られる退去」との題名のドキュメント番組が放映されました。そのなかで、熊本市のみなし仮設住宅に入居されているＩさんは民間賃貸住宅の転居を希望したものの家賃などが折り合わず、みなし仮設住宅の延長を希望していたものの、５月６日までにみなし仮設を退去しなければならないとの県からの通知に不安を募らせている状況でした。「みなし仮設を出てしまうと自分はこの生活をしていけるのか不安を感じている」と深刻な思いを語られていました。

熊本学園大学高林教授「みなし仮設住宅を退去できる状態でない方が出ざるを得なくなっている」「必要な人に必要なものを必要な程度だけ、支援しなさいという災害救助法の原則から見た際、原則が守られているのか疑問である。」とコメントしています。「今回の延長要件が今後の災害に適用されれば、熊本地震が今後の悪しき前例になりかねない」こうした指摘を真摯に受け止めるべきだと思います。

さらに番組では、みなし仮設を出た後の方、公営住宅に移ったFさんも紹介されています。自宅は、全壊。その後みなし仮設に転居後、昨年5月には西区の公営住宅に入居されているとのこと。この方は、自宅再建のめどが立たず、公営住宅に入居。住み慣れた地域とは別、住宅までの坂道がこたえる。近くにはコンビニ1件。自宅の時には必要のなかった家賃も発生し、貯金を切り崩しながら生活をしているとのことでした。恒久的な住宅を確保はできているが、生活の不安は募るばかりとの状況です。つまりは、「仮設からの退去＝生活再建」ではないということであります。益城町が委託をしている「みなし仮設の支援団体のみ」が独自に調査をした結果では、経済的、精神的、健康問題など仮設を退去したあと16%の方がなんらかの問題を抱えながら暮らしていることがあきらかになっています。今後、十分な準備ができないまま退去が迫られる中で、こうした課題を抱える割合が増えることが懸念される」と同団体は指摘しています。

そこで大西市長にお尋ねいたしますが、自宅再建と復興住宅に限定した延長条件ではなく、民間賃貸や既存公営住宅を希望する方も含め、さらには経済的な状況、健康面なども含め、延長が必要な方には延長が認められるよう、条件の改善を市として県、国に対して、求めるべきだと考えますがいかがでしょうか？

(答弁)

再質問

仮設住宅の延長については、災害救助法にのっとり実施主体は県でありますので、国と合わせ改善を働きかけていただきたいと思います。民間賃貸住宅および既存公営住宅の希望世帯が対象とならなかったために追い出しのようなことは行うべきではないと指摘したいと思います。一つ事例を出して、大西市長にお尋ねします。現在、仮設住宅入居者の中で既存の公営住宅とりわけ体調の都合で、1Fもしくはエレベーター付き公営住宅を希望されている方が221世帯いらっしゃいます。その内、提供可能な市営住宅は修繕済み・修繕予定を含め133戸です。希望世帯数からすれば現時点では受け入れは足りていません。

もし、公営住宅 1 階やエレベーター希望の方がマッチングできなければ、退去を迫ることになるのでしょうか？

(答弁)

先に紹介したマッチングで西区の公営住宅に入居した男性もそうですが、私の知り合いである高齢者の方も 若葉校区の公営団地に入居したが 1 階を希望していたけれどもかなわず、将来の不安を話されていました。恒久的な住まいについては、各々の生活実態、希望居住区、通学区など様々要因で、延長せざるを得ない方については、要件を緩和し、被災者の立場に立った住宅再建を進めていただくよう要望します。

次に、被災を受けた方への住宅リフォーム及び修繕助成についてお尋ねいたします。今回の熊本地震で被災をされた方から、多く寄せられるご意見の一つが一部損壊世帯への支援の弱さです。1 点から 19 点と被害の幅がありながら、それを一部損壊とひとくくりに区分され、今だに修繕に至っていない方も多く残されています。実際に、壁のひびを自前で修繕したが雨水が入って内壁にカビが生えている、サッシのゆがみで窓が閉まらない、風呂のタイルがはがれたまま使っている。こうした方々の自宅を見てきました。今現在、建物の公費解体も終わる中で、新たな住宅が市内各地で建設されています。復興特需ともいべき人手が足りない、こうした声も聴きますが、やがてこうした復興特需は、需要の先食い状況となり、地域の中小建築業者の経営にも影響を及ぼします。一部損壊世帯と認定された方は、昨年 12 月末で 82631 世帯、その内、100 万円の工事について 10 万円の補助制度を利用できた方は、7394 世帯と 9 %、また非課税・ひとり親への 3 万円の支援も併せて約 20000 世帯 25%、残り約 7 割の一部損壊世帯には、なんら支援がない状況です。こうした方々に対して、修繕やリフォームの一部を補助する制度を、住まいの再建と中小建設業者の経営支援という観点から実施できないでしょうか？

(答弁)

現時点では考えていない。ゼロ回答であります。100万円以上を要した世帯に10万円の支給する制度、支援水準の是非はありますが、少くない費用負担の一部でも補助制度を活用できたことで被災者としての支援が提供されました。一方何ら支援がない7割近くの一部損壊の方々のなかで、修繕に着手していない方も多く残されています。せめてサッシのゆがみを直し窓が閉まるようにしたいが年金生活で生活が厳しくそのままになっている。壁の修繕をしたいが、100万円までの工事ではないために援助が受けられなかったと答えの方は90数万円の見積もりを私に見せながら嘆かれていました。一部損壊世帯も被災者でありますので、自宅再建、そして復興特需が落ち込んできた際の中小建設業者の支援など、答弁に「現時点では」ということでしたので、ひきつづき検討いただきたいと思います。

次に震災後のインフラ整備、とりわけ生活道路の整備・修繕についてお尋ねいたします。今年1月18日、市民の方々とともに各土木センターに対して道路や公園等の改善を地域から持ち寄り、要望活動を行いました。地震による道路のうねりやひび割れ、道路の沈み込みによるマンホールの段差など、様々な要望が寄せられたところです。住民のみなさんから、早急な改善が要望されましたが、例えば道路の舗装については、「修繕時期がいつになるのかわからない」との回答でありました。生活道路は市民の暮らしに与える影響が大きいことから、早急な対応が必要と考えますがいかがでしょうか。都市建設局長にお尋ねいたします。

(答弁)

地域の要望については、早急な改善が図られるよう、施行時期を明確にするなど丁寧な対応に努めていきたいとのことですので、ぜひよろしくお願いいたします。そして、予算的な面で施行時期が遅れることがないように予算の拡充も併せて要望しておきたいと思います。

次に、子育て支援について数点お尋ねいたします。まずは、子どもの医療費助成制度についてであります。大西市長の一期目の公約に掲げられた中学３年生までの助成制度の年齢拡充は、実施されましたが、年齢拡充のための財源の多くを、３歳から小学３年の親の負担を増やすことで確保するという内容となりました。私も子育て真っただ中で、様々な意見をお聞きますが、最も病気にかかりやすい小さな子どもの医療費負担を増やすことには納得がいかないとの声も多く聞きます。

去年の市長選挙において、西日本新聞は、【数字で切る熊本市 １１・１８市長選】
（２）２０１３～１７年の合志市への流出２３７７人 子育て支援、十分ですかとの見出しで、熊本市と周辺自治体の子ども医療費助成制度を特集しています。記事のなかには、８歳と４歳の男児２人を育てる主婦の声が紹介されています。２０１６年２月に熊本市東区から引っ越し、一戸建てに暮らすＴさんは、同市内にある夫（３３）の職場は遠くなったが、子育てのしやすさを第一に考えた。念願の庭付き一戸建てを実現できたのも「熊本市より土地代が安かったから」。「子どもの医療費が無料なので、気軽に病院に行けるのは助かる」との思いを寄せています。

また記事の中には、合志市と菊陽町への転出者数は、２０１３年から５年連続で転入を上回った。特に、熊本市から合志市に毎年千人以上が転出しており、１３年から５年間で２３７７人が流出したし、０～１４歳の「将来世代」も、熊本市から合志市への転出の方が多いと報じています。

合志市は「子育て支援日本一のまちづくり」を掲げて、中学３年生までの医療費完全無料化を実現。２１年４月には小中一貫校が開校する予定で、教育環境も充実しつつある。この主婦は「熊本市に住むママ友から『うらやましい』と言われる」とのコメントを残しています。

記事では、東洋経済新報社が全国７９１市と東京２３区を対象にまとめた「住みよさランキング２０１８」も紹介されており、合志市は２７位。九州の市で２位になった一方で、熊本市は全国５０６位との結果も掲載されています。

記事は続けて、１２月からは小４～小６も通院・調剤費の上限が７００円に減額されるが、完全無料の合志市に比べて、物足りなさは否めない。

高齢化と人口減に悩む自治体が、若い世代を呼び込むために子育て支援策を競い合う

なか、熊本市の施策は十分といえるのか。子育てサークル活動に取り組む東区の主婦（４７）は危機感を抱く。「政令市にあぐらをかいていると、そのうち街が高齢化してしまう」との声で、記事は締めくくられています。

働く世帯の方々が、定住地域を決める要因の一つに、子育てのしやすさ、医療費助成の水準が大きな物差しとなっていることを示す記事だと思います。そして何より重要なことは、誰もが憧れる都市とならなければならないはずなのに、この５年間で合志市へ人口の流出が２３７７名、これに菊陽町などを加えればさらに数は多くなるとは思います。人口流出が起こっていることです。県内自治体の医療費無料化ですが、１８歳まで完全無料化を実施している自治体は山鹿市など３自治体、中学終了まで完全無料化を実施している自治体は、菊池市、合志市、大津町、西原村、益城町、鹿島町など熊本市を囲む周辺市町村など１３自治体にのびます。

子どもの医療費助成制度については、一部負担をなくし完全無料化にしていく必要があると考えますが、大西市長の見解を伺います。

（答弁）

「市民や医療機関などの意見をうかがうとともに、事業効果を検証したい」との答弁でした。子どもの医療費の年齢拡充は市長の１期目の目玉公約でもあり、多くの市民が期待を寄せる制度でありました。年齢拡充に必要な予算は約７億円、その内市の増額分は１億円ですので、６億円を３歳から小学３年の親の負担を増やすことで財源を確保していることになります。小さい子どもを持つ親の負担を増やし、中学までの年齢拡充の費用に充てるという親同士の負担のやりくりでは、住民は納得しないのではないのでしょうか。人口減少も自然現象ではなく、子育て環境の差で他市町村に子育て世代の流出という形で、目に見える課題としてあるわけですので、負担の軽減に向けた取り組みを強く求めて次の質問に移ります。

保育分野の課題で、待機児童と保留児童の問題、さらには３歳の壁問題について、お

尋ねいたします。大西市長は、先の市長選のマニフェストにおいて、公約の2番目に、「さらなる保育ニーズ拡大が見込まれる中、各区で積極的なマッチングを行うなど、引き続き実質的な「待機児童ゼロ」を継続します。」と掲げられております。この間、認定こども園、さらには小規模保育など地域型保育施設の整備で受け入れ枠の増加が図られていく中で、熊本市の待機児童は2016年から3年連続でゼロを達成しましたとの報道資料も今年の4月に発表されました。定員枠を、2015年から4500名分増やしてこられてことについては、国の法改正の中に看過できない課題はあるとしても、子どもを預け働きたいと願う親の思いに応えたものだと思います。しかし、一方で、いずれも4月の時点での待機児童がゼロでありましたが、5月以降は増え続け、2016年度末の3月には待機児童372名、保留児童1238名、2017年年度末3月には、待機児童535名、保留児童1543名となっています。待機児童ゼロとなった4月の翌月には、昨年度74名の待機児童が発生している状況で、預けたくても預けることができないこうした親の不安を根本から解決するには至っていない状況です。また、保留児童についても、単にミスマッチという言葉では片付けられない課題です。「希望した保育所に入園できず、自宅から30分の保育園を紹介されたが職場とは逆方向で、朝晩の送り迎えを考えると近くの園の空きがでるのをまつしかない」「希望する園に入れず、斡旋された園までは、車がなく自転車での送り迎えは難しいので、空きを待っている」など、具体的な声も聴いてきました。

また、この間ふえた地域型保育、3歳未満児までの受け入れ枠としてかなり増加していますが、連携園へとスムーズなつながりができていない課題もあります。すでに連携園の枠がなく卒園後、3歳からどうなるのか不安であるとの声を聞きました。いわゆる3歳の壁ですが、厚生委員会などでも指摘がなされてきた課題であるとも認識していますが、解決を図っていく必要があるのではないのでしょうか？4月時点の保留児童、一昨年度450人、昨年度373人、今年度403人とこの中に、3歳の壁に阻まれ、希望する園に預けることができない方が含まれていることは間違いありません。積極的なマッチングに取り組むとの市長の公約ですが、やはり抜本的には、認可保育所を増やしていく必要があると考えますがいかがでしょうか？市長の公約にもかかわることですので、大西市長にお尋ねいたします。

次に保育士の確保についてであります。待機児童の抜本的解消のためにも認可保育所

の増設をすすめるためにも、それを可能にする保育士確保が必要であり、そのための保育士の待遇の抜本的改善は不可欠です。政府は、資格要件の緩和やＩＣＴ化の支援などに取り組んできましたが、根本的な配置基準の改善や保育士全体の賃金の底上げが図られないために、問題の解決には至っていません。

都市部でも地方都市でも保育士不足が深刻です。離職者もあと立たず、特に民間の離職率は8.55%と高いものになっています。東京都の調査では、現在就労している保育士で退職意向がある人が約２割で、その理由は「給料が安い」、「仕事量が多い」、「労働時間が長い」などです。これらを解決しなければ、保育士不足を解消することはできません。

保育士の賃金（残業代を除く所定内給与月額）は全労働者の平均より約９万円低くなっています。国も、この間若干の処遇改善に取り組んできましたが、まだまだ限定的で、全産業労働者との差は解消されていません。保育士の賃金を全産業平均に近づくように引き上げていくことや、賃金引き上げの対象を、栄養士など保育園で働くすべての職員とするなど、保育現場全体の賃金の底上げを図っていくことが必要だと考えます。保育現場では、非正規の保育士が全体の４２％を占めており、保育現場は非正規の保育士抜きでは成り立たない状況になっています。非正規の保育士の仕事が、正規の保育士と同じになっていることも少なくありません。それにもかかわらず、非正規保育士の賃金は依然として低く、正規保育士の４～５割です。非正規の保育士の正規化を進めるとともに、正規と非正規の均等待遇の実現も求められる課題です。

保育士の育成とあわせ、正規化を進めるとともに待遇改善を図るなど、さらなる予算や取り組みを強め、保育士確保を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか？健康福祉局長にお尋ねいたします。

（答弁）

本年１０月から実施される幼児教育無償化により、さらなる保育需要は高まっていくことが予想されます。将来的な少子化を見定めながらという点も理解できますが、マッチングの強

化では解決できない保留児童数の解消、市長の言葉でいえば実質的な待機児童の解消を図るうえで、受け入れ枠のさらなる拡充を法にも位置付けられている自治体の実施責任のもとで図っていただきたいと思います。保育士の確保については、本市における保育士の求人倍率が3.4倍との答弁がありました。分子つまりは求人数は284人、分母つまりは内就職希望者が84名となっていることから、200名ほどの保育士が不足しています。保育士が確保できれば、スペース的にも子どもを受け入れることができる園がまだ多くあります。なぜ保育士の確保が困難となっているのか紹介した雇用形態や待遇面での改善など、国とも連携しながら保育士の働きやすい環境整備を図りながら保育士確保に取り組んでいただくことを要望し、次の質問に移ります。

就学援助の拡充についてお尋ねいたします。寄せられる生活相談の中には、就学援助に関わるものも少なくありません。義務教育中にかかる負担の軽減や支援策を子育て世代が求めているものだと私自身は認識をしているところです。熊本市は、就学援助を受けることができる所得条件を1年に明確化し、所得とともに収入基準も示すなど、利用しやすい制度として取り組みを進めてこられたことは十分に承知しています。昨今、子どもの貧困が大きな社会問題となる中で、就学援助制度はその貧困解決に向け重要な制度になってきていることは間違いありません。そこで、現在生活保護の1.25倍となっている所得基準を、より多くの方が利用しやすいよう、相模原市が実施している1.5倍と基準を見直していただきたいと考えますがいかがでしょうか？

また、交付金で算定されているクラブ活動費、生徒会費、PTA会費については、本市においても国から交付税で算定されているわけですから、就学援助の費目に加えて支給するべきだと考えますがいかがでしょうか。

(答弁)

所得基準を1.3倍としながらも、その基準値となる生活保護については引き下げが実

施された昨年 10 月の基準を用いるとの答弁でした。入学準備金については支給単価の増額案が決定されれば支給単価に反映されるとのことでした。この所得基準は自治体によって様々ではありますが、所得基準の要件緩和など、子育てにかかる負担の軽減に引き続き取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、市長の公約に掲げられた給付型奨学金についてお尋ねいたします。一昨日の代表質問でもありましたが、簡潔にお尋ねしたいと思います。

私は一昨年の 4 回定例会の一般質問において、子ども支援課が行った、子どもの生活等実態調査を紹介しながら、貧困が学力や将来の希望にまで影響を与えることを危惧し、給付制の奨学金についてお尋ねしました。

学生の 2 人に 1 人が奨学金を借りなければならず、返済が必要な貸与型を借りた場合、卒業後の返済額は 1 人平均約 300 万円に上ります。雇用と収入が不安定で、奨学金を返済できない人がふえるとともに、サラ金並みの厳しい取り立てが若者を追いつめております。給付制奨学金は、圧倒的多数の学生の痛切な要求であることは明らかです。

こうしたなかで、大西市長の公約の 9 番目に、「未来の熊本市の中核を担う人材の育成・確保のため返還不要の市独自の奨学金制度を設けます。【任期中実現】」との記載を見た時に、大変うれしく思ったところです。

任期中の実現をありますが、学費で悩む学生の声にこたえるためにも待ったなしの考えます。実施時期をいつごろと考えておられるのか、またその水準はどのように考えておられるのか、早期の実現が必要だと感が増すが、市長の見解をお尋ねいたします。

(答弁)

制度設計は、まだこれからということで具体的なスケジュールや内容は示されませんでしたが、経済的な不安を抱えながら通学している学生の思いに応えられるよう早急な対応を求めたいと思います。この点については大西市長の決断に大きなエールを送りつつ、学生の不安に

こたえうる制度設計、早期の実施をお願いしたいと思います。

次に、中小企業・小規模企業振興基本条例を実効性あるものにしていくために、お尋ねをいたします。

昨年 1 2 月議会において、議員提案の下で、熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例が改正されました。全国の、中小企業数は約 3 8 0 万者にのぼりますが、一つ一つが多彩な個性をもち、固有の歴史的・文化的特徴を備えています。熊本市においても、全企業の 9 9 . 8 % が中小企業であり、そのうちの 8 割が小規模企業であります。今回の条例改定では、改めて小規模企業の果たしている役割を明確にし、その持続的発展を目的としていることが大きな特徴です。また、改正前の条例には規定されていなかった基本計画の策定を義務付けています。新年度に向けて、熊本市は基本計画を策定し、さらに具体的な実施計画を作っていくことになります。その基本計画策定に向けて、お尋ねをいたします。

全国に先駆けて 1 9 7 9 年に「振興条例」を制定した東京都墨田区では、制定の前年、係長級職員 1 6 5 人が、区内製造業 9 3 1 4 社に自ら足を運んで実態調査（悉皆くしっかい調査）を行いました。この調査で、「ひどい環境で、家族労働に支えられ、それでも税金を払っている。健康破壊や、長時間労働への対策・支援が急務」など、区長・職員の認識が一変しました。それまで中小企業対策は、商工部だけの「縦割り」行政でしたが、悉皆調査後は、福祉や教育を含む横断的事業として区政に位置付けられています。「全事業所実態調査」を行い、自治体が地域の中小企業の実態を把握し、得られた情報を施策に生かし必要があると考えますがいかがでしょうか。また、その際、商工施策だけでなく、福祉やまちづくりなど自治体の幅広い施策に反映させていく必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

(答弁)

1 0 0 0 社へのアンケート調査に着手しているとのことでありました。また、新たに始められ

る産業版どんどん語ろうを開催し、福祉分野や街づくりなど各分野の意見を聞いていきたいとの答弁でありました。こうした取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。

「振興条例」が単なる「理念」的なものではなく、実際に役立つものになるためには、中小業者・金融機関・自治体職員などの当事者が「主役」となって実践をすすめることが不可欠だと考えます。北海道帯広市では、2007年に「中小企業振興基本条例」を制定した後、条例を具体化するために1年で74回に及ぶ議論を重ねました。その中で、経営者・業者自身が中小企業や地域の値打ちに「気づき」、工場誘致などの「呼び込み型」から「内発型」の地域振興に軸足を移すことが重要だという認識が広がっています。現在中小企業活性化会議において、年に2度、協議や検証が行われていますが、福祉や税の面などから、また、小規模企業を会員とする様々な中小企業支援団体のメンバーを追加するなど、多面的な検討、検証ができるよう改善を図っていただくよう求めたいと思います。

次に、熊本市として目指すまちづくり地域経済の発展についてお尋ねいたします。

私は2014年の4回定例会の一般質問において、京都大学の岡田知弘教授の著書「地域づくりの経済学入門～地域内再投資力論」を示し、これまでの国土政策や企業誘致などの地域開発政策の分析を行う中で、地域づくりを進める上で大切なキーワードとして、地域内再投資力と地域内経済循環の取り組みを推進するよう求めました。岡田教授は、著書の中で、「企業誘致について一定の雇用は生まれるものの、誘致のための自治体の投資によって生まれた利益を見たときに、誘致企業の本社への利益移転機能によって地域経済に還流される付加価値が低いということ」を大きな問題として指摘しています。つまりは、企業誘致のために優遇的な税制や補助金など、自治体が投資をしたとしても、企業が生み出す所得は本社の置かれた都市部、特に著書で紹介されていた2001年においては、東京に一極集中して、地域経済に還流される付加価値が低くなるという指摘でありました。これは、誘致企業に限らず、現在、熊本市においては、観光戦略、インバウンド政策の下、熊本城ホールなど、MICE施設整備をはじめ、交流人口の増加を目指す取り組みを進めていますが、市内で消費をする商業施設、宿泊施設などあらゆる産業分野においても、共通

する課題ではないかと考えます。

市内における消費活動が地域経済にどのように循環し、熊本経済に付加価値を与えているのか？現在熊本市においても、産業関連表が作成をされていますが、例えば商業において、県外資本の郊外大型店やチェーン店での消費と地場の企業で消費した場合の市内自給率がどのようになっているのか、そこまでは把握できないものとなっています。

2015 年に開かれた土木計画学研究発表会で示された「消費者の買い物行動時の選択店舗の相違が地域経済に及ぼす影響に関する研究」という論文があります。京都市における消費がどのように地域に帰着をするのか、店舗の種類ごとに分析を行った論文です。結論の部分を紹介しますと、「買い物支出のうち地元へ帰着する割合は大型店舗では 2 割程度であるのに対し、地場スーパーでは 4 割以上、地元商店では 5 割以上と、チェーン展開する大型店舗より地域密着型の地場スーパー、地場スーパーよりも商店街の地元商店での買い物のほうが、買い物支出のうち地元へ帰着する割合が高いことが示されたとし、全国でチェーン展開する大型店舗での買い物支出は、買い物とした地域から遠い地域に帰着する割合が高いとも示唆された」と結論付けられています。

先に紹介した岡田教授が指摘しているように、「自治体の投資によって生まれた利益を見たときに、企業の本社への利益移転機能によって地域経済に還流される付加価値が低くなっているのではないか」「地域資源を生かした地域資本を意識的に形成あるいは育成していくことを通じて地域内で繰り返し再投資をする力、地域内再投資力をいかに作り出していくのか」こうした視点での検証を深め、ただ単にインバウンド、交流人口の増加ではなく、その消費が地域経済により多くの付加価値を与えるような取り組みや仕掛けを同時に図っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか？

(答弁)

自治体の投資、市域での消費がより市内に循環していくためにはどうすればいいのか、これ

は今後、もっともっと検証を深めるべき課題だと考えます。下通りなどを見ましても、全国チェーンの店舗が非常に多くなりました。もちろん多様なニーズにこたえるまちづくりは必要ですが、地場の企業が経営的にも力をつけながら、市内の消費が市民所得の向上につながる仕組みづくりを進めていただきたいと思います。

次に立野ダムについてお尋ねいたします。ダムそのものの危険性等技術的な課題については、これまでも何度も取り上げてきましたので、今回は、別の角度から大西市長にお尋ねいたします。

いま、白川流域において、南阿蘇村、菊陽町、大津町、熊本市内各区において立野ダムの建設について、詳細な検証と住民説明会を求める流域住民の会が発足しています。

住民への説明責任については、大西市長も大事であるとの認識を示してこられたところがあります。しかし、こうした住民たちが、国土交通省に公開質問状を提出しているにもかかわらず、一度も誠意ある回答が寄せられていなま、工事だけが進むという事態になっています。昨年 5 月 23 日付で、知事や流域自治体の首長あてに、国交省と住民が疑問に思っている論点对比表が添付され、国交省に回答の要請を行うことが求められています。市長はどのような対応を取られたのでしょうか？

また、南阿蘇村では村主催の立野ダム説明会が開かれ、国交省と住民側双方から立野ダム関する説明を行う住民説明会が行われています。熊本市に対しては、中学校区ごとに、国交省と住民側双方からのダムに関する説明会を行ってほしいとの要望が出されていますが、どのような結論となったのでしょうか。

また、住民が望む説明会も開催されないまま、つまりは住民合意がないまま、本体工事のみが進められる。こうした国の公共事業のやり方は、許されるものではありません。説明会を開催し、流域住民の納得を得るまで工事の一時中断を国に対して求めるべきではありませんか？以上大西市長にお尋ねいたします。

(答弁)

再質問

現地見学会が行われて、それで十分な説明があり、納得されているならば、今回の紹介したような要望書は出ていないわけであります。

市長は、事業主体である国に説明責任を果たすべきという立場、住民も疑問を何度も国交省に聞いても返事がないから、説明会を開いてほしいという要望があるわけですので、市が間を取り持って、市主催の説明会をすればいいのではないですか？何かできない理由はあるのですか？大西市長に再度お尋ねいたします。

(答弁)

次に、さくらカードについてお尋ねいたします。昨年４月より行われてきた「高齢者および障がい者の社会参加促進等に関する検討会」の報告書が今年１月にまとめられました。検討会は、高齢者および障がい者の社会参加促進という観点から様々な議論が行われて、その中でさくらカードについても記載があります。対象者や利用者負担についても、「見直しが必要ではないか」との記載もありますが、現行の制度を維持してほしいとの声も多く制度の見直しによって高齢者の社会参加が阻害されないよう留意すべきである。との報告であります。また、障がい者については、ICカードへの移行により、チャージ環境や車載器タッチ音、市の境における生産の問題をはじめとする利便性に関する課題、利用負担が多くなった等の様々な課題が提起されているとして、負担の在り方文脈を見れば負担軽減の検討やより多くの障がい者が社会参加できるよう、対象者の見直しが必要との意見がまとめられています。

さくらカードについては、２０１２年に熊本市により経済波及効果、健康づくりへの効果および生きがいづくりへの効果を検証するための調査が実施されています。調査によれば、さくらカードによる新たな消費の経済波及効果は３０億１５００万円となり、外出が増えたが５２．１％、よく歩くようになった５１．８％と健康づくりに大きく寄与していることがわかりました。そこでお尋ねいたしますが、さくらカードについては、本市公共交通を利用する市民に
対してより使いやすい制度として、高齢者の負担割合の引き下げや障がい者については、無

料のおでかけパス券の復活対象者の拡充を図っていくべきだと考えますがいかがでしょうか？

(答弁)

現時点では、利便性の向上を図るという表現にとどまり、具体的な答弁はありませんでした。高齢者無料のパス券を発行している大阪府高槻市では、乗車券利用による効果を多面的に検証しています。外出機会の増加が、週で1.3回増、歩行数についても一日当たり869歩増、経済効果も年額32億円、さらに観光負荷低減効果についてもCO2が年で806トン減、これは杉5万7571本分の吸収効果に匹敵するそうです。

検討を進めるとのことですが、さくらカードの利用促進が、地域経済、健康やコミュニティーの形成、社会参加、さらには環境負荷の軽減など、多面的な役割を果たしていることなども再検証しながら、制度の充実を図っていただきたいと思います。

次に電柱の地中化、無電柱化についてお尋ねいたします。国土交通省は、今年2月19日、2018年～20年度の3年間に、新たに全国約1400キロの道路で電線を地中に埋設し、無電柱化するとの計画をまとめました。目的は、景観向上や災害時の緊急輸送道路の確保、高齢者や障がい者など通行が多い駅周辺や通学路における安全対策であります。日本には、現在約3550万本の電柱があり、年に7万本ずつ増加しているとのことです。無電柱化が比較的進んでいる東京23区で8%、大阪市で6%にとどまっており、100%のロンドとパリ、95%の台北、46%のソウルなどと比べ、低い水準です。熊本市の無電柱化は2%となっています。

無電柱化を推進に向けて一番の課題はそのコストであります。低コストの工法開発など今後に向けた課題はあるものの、本市においても、国の財政補助などを最大限活用し、緊急輸送道路をはじめ、例えば景観の観点から江津湖周辺地域、さらには狭い通学路など、無電柱化を進めていくべきだと考えますがいかがでしょうか？市長の公約でもありますので、大西市長にお尋ねいたします。

(答弁)

緊急輸送道路や災害拠点病院へのアクセス道路を優先的に実施していくとのことでありました。災害対応、防災が優先されることについては私自身も必要であると思います。同時に、芦屋市では、無電柱化促進条例を昨年 9 月に制定し、防災機能の強化とともに、通行空間の安全性及び快適性の向上、良好な都市景観の形成を図ることを目的に、無電柱化計画策定を義務付けています。熊本市においても、地域の様々な観光資源の魅力向上の観点から景観の向上、さらには通学路の安全性やなど見据えながら、無電柱化の取り組みを拡充していただきますよう要望しておきたいと思います。

最後に 1 点ほど要望を申し上げます。一般質問でも、取り上げられた健軍商店街の双方方向通行のことです。私自身、泉ヶ丘校区自治協議会の一員ですので地元の利用者や商店街の方に、ご意見を伺いました。健軍商店街の双方方向通行については、商店街利用者の安全性が低下すること、現在は一方通行で南側の出口には右折レーンがありますので、それほどの渋滞は発生していませんが、双方方向となると右折レーンも確保できずに商店街内での車の渋滞など、様々な観点から懸念の声が寄せられました。この課題については、ぜひ地元の方々の思いを尊重していただきたい。その旨要望させていただきます。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。冒頭申しましたように、今日求めてきた項目は、多くの市民生活に関わる問題です。もちろん財源の課題もあるわけですが、中心市街地へのさらなる投資、JT や NHK 跡地の買収、市電の延伸など、今後予定されている様々な事業のなかで、命や生活に関わる事業、そして市民の安心な生活を保障し、誰もが心の底から住みたいと願う生活都市を目指していただきたいし、私もそのために引き続き頑張る決意を述べ、質問を終わります。ありがとうございました。